

京都市訓令甲第 15 号
市 会 事 務 局
選挙管理委員会事務局
人事委員会事務局
監 査 事 務 局

京都市市会及び行政委員会の事務局長等専決規程の一部を次のように改正する。

平成31年3月29日

京都市長 門 川 大 作

別表事務局長の項第13号中「ただし」の右に「，物品の譲渡，交換及び寄託の決定及び契約にあつては」を加える。

別表事務局の庶務を担当する課長（課を置かない事務局に置く庶務を担当する課長を含む。）の項第4号中「行財政局組織・人事担当局長」を「行財政局人事担当局長」に改める。

別表課長（課を置かない事務局に置く庶務を担当する課長を含む。）の項を次のように改める。

課長（課を置かない事務局に置く庶務を担当する課長を含む。）	(1) 使用料，手数料その他諸収入の徴収に関する事。 (2) 所属職員の市内出張に係る旅費の支出決定に関する事。 (3) 売却の見込みのない不用物品（備品を除く。）の廃棄処分に関する事。
担 当 課 長	(1) 補佐職員の市内出張に係る旅費の支出決定に関する事。

附 則

この訓令は，平成31年4月1日から施行する。

(行財政局人事部人事課)